

若者就労者奨学金返還支援プロジェクト

■事業の目的

本市の人口は、平成16年の合併当時103,412人であったが、平成28年9月末には97,136人となり、この12年間で6,276人減少した。また、平成27年の社会動態を見ると、転入者が3,401人、転出者が3,698人となっており、297人の転出超過となっている。特に近年、15～19歳及び20～24歳の転出超過が顕著になっており、進学や就職を機に地域内の人材は市外へ流出している状況にある。

こうした状況から、地域内事業者による雇用機会の確保と併せて、若い世代の負担となっている奨学金の返還支援制度を導入することで、大都市圏に就職する場合との賃金格差を埋め、若い人材の市内就労を促し、さらには転入者及び市内企業への就職者数を増やしていこうとするものである。

■事業の内容

企業からの寄附金を一部財源とした「奨学金返還支援基金」を活用して、要件を満たした市内就労者が学生時代に貸与を受けた奨学金の返還を支援する。

(1) 対象者の要件

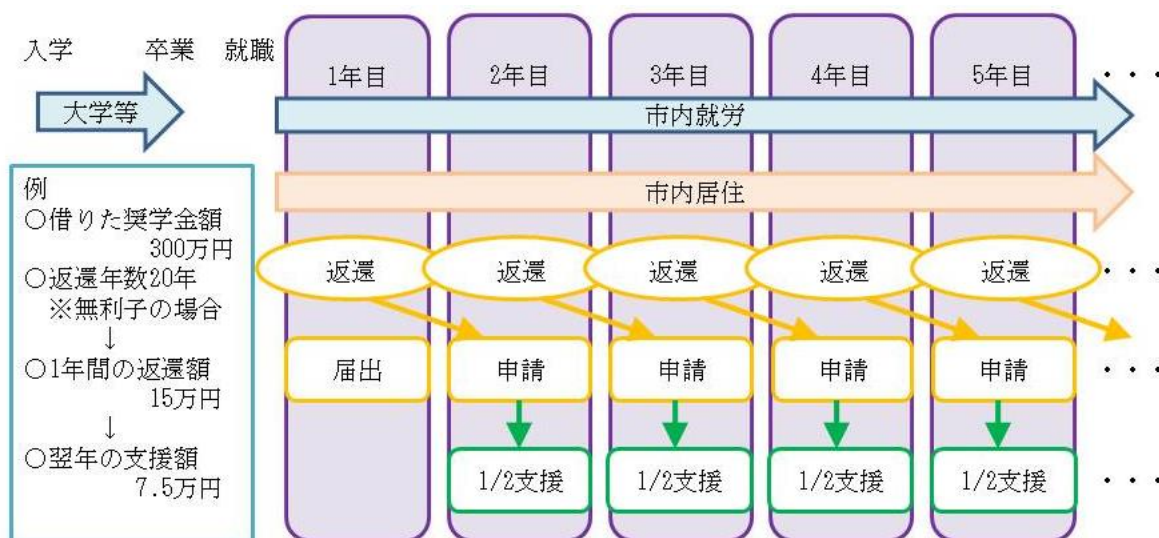
- ① 大学等を卒業した30歳未満の者で、市内事業者に就職（正規雇用）し、市内に居住している。
- ② 大学等の在学期間中、日本学生支援機構やその他市の指定する奨学金等の貸与を受けている。
- ③ 他に同様の補助を受けていないこと。 ※国及び地方公共団体の職員は対象とされない。

(2) 支援金額

前年度に返還した奨学金額の2分の1に相当する額 ※支援総額の上限額は200万円

(3) 支援制度の手続き

- ① 対象者は市内企業に就職した後、対象者である旨と奨学金等の返還総額などを届け出る。
- ② 届出を行った者は、就職した翌年度以降、毎年度、支給申請をし、支給を受ける。
- ③ 対象者は要件を満たす間、支援総額が上限額を超えない限り、継続して支援を受けられる。



※ 事業の詳細（支援対象者の要件など）については現在検討している段階であり、確定しましたら市ホームページ等でお知らせします。

■お問合せ先